

1. 学位申請要件

(1) 学位申請資格

学位の授与を申請できる者は、次の①から④のすべてに該当する者とする。

- ① 学歴、研究歴として、次のいずれかに該当する者
- ア 大学における修業年限6年の課程（医学、歯学、薬学または獣医学）を卒業した後、5年以上の研究歴を有する者
 - イ 大学院の博士課程（修業年限3年の博士後期課程）を修了した後、2年以上の研究歴を有する者
 - ウ 大学院の修士課程（博士前期課程）を修了した後、5年以上の研究歴を有する者
 - エ 大学における修業年限4年の課程を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者
 - オ 大学院の博士課程（修業年限4年）において4年以上在学して30単位以上を修得した者
- ② 本学との関わりとして、次のいずれかに該当する者
- ア 本学大学院医学研究科に1年以上在学した者（在学生を除く）
 - イ 本学または本学附属病院・さいたま医療センターにおいて、教職員（臨床研修医、非常勤の者を除く）、研究生、リサーチレジデントとしての経歴が1年以上ある者
 - ウ 日本学術振興会「論文博士号取得希望者に対する支援事業」の採用者で、紹介教員が日本側研究指導者を務める者
- ※ア・イに該当する外国籍を有する者については、ア、イともに2年以上とする。

③ 主要論文を1報以上、参考論文を1報以上有する者

ただし、参考論文については、主要論文が2報以上ある場合や、1報であっても予備審査において主要論文の内容と質が優れており、2報の論文と同等以上であると認めた場合は必要としない。

●主要論文として認めるのは、次のアからオのすべてに該当する論文とする。

- ア 学位論文を作成するために直接関連する英文原著論文とする。
ただし、予備審査において英文での投稿がなじまない研究分野であって、英文論文発表が難しいと認めた場合は、和文による申請を可とする。
 - イ 主要論文のうち1編は、学位を申請する予定の年及び前3年以内に掲載されたものとする。
 - ウ 申請者が筆頭著者とする。
なお、イコールコントリビューテッドオーサーであっても、当該論文を他の共著者が自らの学位論文に使用しないことに同意している場合は可とする。
 - エ 紹介教員が共著者になっているものとする。
ただし、申請者が本学医学部卒業生であり、義務年限を履行中の者若しくは義務年限を終了した者にあつては、必ずしも紹介教員が主要論文の共著者であることを要しないものとする。
また、研究指導を行っていた教員が退職等のやむを得ない理由がある場合に限り、所定の手続きを行うことにより、学位申請時の紹介教員が共著者となっていない主要論文による申請を許可する場合がある。
 - オ 査読制度のある学術誌に既発表または印刷中（in press）の状態であることとする。
- なお、査読制度のある学術誌とは、PubMed検索可能な学術誌とする。

ただし、この基準に到達していない場合でも、予備審査において主要論文の学問的価値が高く、申請者の研究者としての能力（後進の指導能力を含め）が充分認められた場合には、申請を可とする。

●参考論文として認めるのは、次の①から③のすべてに該当する論文とする。

ア 英文論文とする。

ただし、予備審査において英文での投稿がなじまない研究分野であって、英文論文発表が難しいと認めた場合は、和文の参考論文による申請を可とする。

イ 申請者が筆頭著者とする。

イコールコントリビューテッドオーサーであっても可とする。

ウ 査読制度のある学術誌に既発表または印刷中 (in press) の状態であることとする。

なお、査読制度のある学術誌とは、PubMed検索可能術誌とする。

ただし、「この基準に到達していない場合でも、予備審査において参考論文の学問的価値が高く、申請者の研究者としての能力(後進の指導能力を含め)が充分認められた場合には、申請を可とする。

※1 指導教員が共著者になっていなくても可とする。

※2 掲載された期日の制限は設けないものとする。

※3 学位論文との関連がない内容であっても可とする。

提出論文について、予備審査において和文の論文による申請を可とした場合であっても、主要論文および参考論文が2報とも和文である場合は申請を原則認めない。ただし、予備審査において認めた場合は申請を可とする。

④ 学位を申請する予定の年及び前3年以内に、TOEIC 運営委員会の実施する TOEIC 公開テストまたは本学において実施する TOEIC IP (団体) テストを受験し、600 スコア以上を取得した者

(2) 研究歴

研究歴として認定できる期間は、以下のとおりとする。

- ① 医科大学及び歯科大学の教員またはこれに準ずるものとして研究に従事した期間
- ② 医科系大学院に在学した期間
- ③ 次の教育、研究機関において、職員、研究員、研究生等として研究に従事した期間
 - ア 文部科学省所管の研究機関
 - イ 国立大学附置の研究機関
 - ウ 厚生労働省所管の研究機関
 - エ 厚生労働大臣の指定する臨床研修指定病院
 - オ その他、本学大学院医学研究科長が認めた国内外の研究施設
- ④ その他、各号以外に研究に従事した期間のうち、本学大学院医学研究科長が前各号に準ずると認めた期間

※¹ 個々の経歴が研究歴として認定されるかについては、「学位申請資格審査」での決定による。

※² 営利法人(株式会社・合資会社・合名会社・有限会社の研究所など)において研究に従事している者にあつては、本学医学部研究生となり研究した期間を研究歴として認めることとする。

※³ いずれの期間についても、研究機関長名において発行された「研究歴証明書」等による証明を要する。